

神奈川県、横浜市、鎌倉市、逗子市共同声明
「武家の古都・鎌倉」に対するイコモス勧告への対応等について



【勧告への対応について】

平成 25 年 4 月 30 日に国際記念物遺跡会議（ICOMOS）から通知された「武家の古都・鎌倉」に対する「不記載」の勧告への対応について、これまで、文化庁等と分析や協議を行ってきた。

その結果、「鎌倉」の世界遺産登録を目指す神奈川県、横浜市、鎌倉市及び逗子市は、今回は、次の理由により、推薦を取り下げさせていただくことが、登録を実現する最善の道と判断したので報告する。

（理由）

- 1 「武家の古都・鎌倉」は、「武家政権の樹立と武家文化の発祥を示す、唯一無二の物証であること」及び「三方を取り囲む山稜部と一体となった、政権所在地の顕著な見本であること」という 2 点から、登録基準に適合するという日本側の主張に対し、イコモス勧告は、いずれも登録基準に適合せず、顕著な普遍的価値が証明されていないとする非常に厳しいものであったこと。
- 2 過去に「不記載」勧告を受け、世界遺産委員会に臨んだ他の事例を見ると、世界遺産委員会における審議で、記載延期決議あるいは情報照会決議となった事例があるが、内容を分析したところ、これらは勧告の中に、一部の資産を高く評価するような記載が含まれるなど、記載延期決議あるいは情報照会決議に向けての議論を深められるような要素があった。

一方、「武家の古都・鎌倉」に関する勧告では、こうした記載が見当たらないこと。

【早期の再推薦に向けて】

神奈川県、横浜市、鎌倉市及び逗子市の 4 県市は、引き続き、「鎌倉」の世界遺産登録に向けて、積極的に取り組んでいくことを確認し、国に対して、かかる取組みに対する支援をいただくとともに、早期の再推薦の実現を要請する。

平成 25 年 5 月 27 日

文化庁長官 殿
国土交通省都市局長 殿

神奈川県知事	黒岩 祐治
横浜市 長	林 文子
鎌倉市 長	松尾 崇
逗子市 長	平井 竜一

世界遺産委員会における審査結果の4段階

○ 世界遺産委員会における登録審査の結果は、以下の4段階で決議される。(イコモス勧告も同様)

- 1 「記載(登録)」=世界遺産一覧表に記載するもの。
- 2 「情報照会」=追加情報の提出を求めた上で、次回以降の審査に回すもの。
※ 世界遺産委員会において照会された事項について、3年以内に回答を行うもの。推薦書の再提出はない。最短で、翌年2月1日までに追加情報を提出し、1年後の世界遺産委員会において審査を受けることが可能。
- 3 「記載(登録)延期」=より綿密な調査や、推薦書の本質的な改訂が必要なもの。
※ 推薦書(書き換えて)を再提出した後、約1年半をかけて再度イコモスの審査を受ける必要がある。
→最短で、翌年2月1日までに推薦書を再提出し、2年後の世界遺産委員会において審査を受けることが可能。
- 4 「不記載(登録)」=記載(登録)にふさわしくないもの。原則、再推薦は不可。

世界遺産一覧表への評価基準

○ 世界遺産委員会の定める「世界遺産条約履行のための作業指針」に次のとおり規定されている。

(a) 次の評価基準(criteria)のひとつ以上に該当すること

- i) 人間の創造的才能を表す傑作である。
- ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。
- iii) 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統または文明の存在を伝承する物証として無二の存在(少なくとも希有な存在)である。
- iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。
- v) あるひとつの文化(または複数の文化)を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である。(特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの)
- vi) 顕著な普遍的価値を有する出来事(行事)、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある(この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい)。

(以下、自然遺産)

- vii) 最上級の自然現象、又は、類まれな自然美・美的価値を有する地域を包含する。
- viii) 生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本である。
- ix) 陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群衆の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。
- x) 学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息地内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する。

(b) (i) 真実性の基準(test of authenticity)を満たしていること

※ 「真実性」とは、意匠、材料、工法、環境がオリジナルな状態を保っているかどうかということ。

(ii) 適切な保護措置と管理体制が講じられていること

※ 保護措置と管理体制については、推薦国が持ちうる限りの手段で全力を注いでいることを証明しなければならない。これには、適切な立法措置、人員確保、資金準備及び管理計画などが含まれる。

※ 遺産本体(コアゾーン)を保護するために、緩衝地帯である「バッファゾーン」が必要とされている。